

令和2年6月16日

各地区剣道連盟御中

昨日付で全日本剣道連盟から面マスク等の着用について
通知メールが届きました。
全文を掲載しますので、下記の内容を
各支部等に周知徹底してください。

『都道府県剣道連盟 理事長 専務理事 各位

全剣連専務理事の中谷です。

面マスクとシールドについて、一部の県で誤解があるようですので、以下の通り再度ご説明申し上げます。

全剣連のガイドラインでは

「必ずマスク（以下「面マスク」）を着用する」、「主に相手からの飛沫を防止するため、シールドの着用を強く推奨する」、「特に60歳以上の高齢者は、着用すべきである」としています（ガイドライン5ページ）。したがって、面マスクは必ず着用し、シールドを着用したからと言って、面マスクを省略していいわけではありません（面マスクとシールドは代替関係にはありません）。

これは、6ページの補足説明にあるように、

「面マスクを着用した場合、飛沫の飛散は90%近く抑制される」が、「シールドだけの場合、約70%の抑制効果で」しかないことから、面マスクを必須としたものです。

また、「（シールドと）面マスクと組み合わせることにより、飛沫の飛散防止効果は約95%となったこと、並びにシールドは相手からの飛沫を防止できること」から、面マスクとともにシールドの着用を強く推奨するもので、シールド単独での使用は認めていません。

以上ご了解ください。

また、近日中に、面マスクの着用方法等について、改めて試験を実施し、その結果をできるだけ早く報告する予定です。』